

鹿児島市水道局

指定給水装置工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課
課長 坂口 研三
(公 印 省 略)

3階直結給水基準の一部改正について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年に策定した『鹿児島市水道ビジョン』にて定めました方策の一つである「直結給水の普及促進」の一環として、このたび標記の「3階直結給水基準」の一部改正を行いましたので通知します。

これまで、3階直結給水方式では「給水引込管口径50mmまで」としていましたが、「給水引込管口径75mmまで」に適用口径の範囲を広げました。また、これまで【3階直結給水の指定された区域外】では施行できませんでしたが、これからは【区域外であっても、水圧・水量ほか一定条件を満たしている箇所】でも、3階直結給水が施行できるように改めたところです。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

【改正概要】

- ・適用対象口径の拡大・・・給水引込管口径75mmまで拡大した。
- ・旧5町での設計条件の緩和・・・設計水圧基準を市内全域で0.20Mpaに統一した。
- ・3階直結区域外での申請の取扱い・・・水圧・水量・管網状況ほか一定条件を満たしている箇所については、3階直結給水が施行可能に改めた。

(ただし、1申請毎に『事前協議による可否判断』を要する。)

- ・加圧配水系区域への拡大・・・加圧配水系からの3階直結給水を施行可能にした。

(ただし、1申請毎に『事前協議による可否判断』を要する。)

※ 新基準に伴う事前協議が必要なケースでは、現地調査を含めて1ヶ月程度を要するため、早い段階で協議申請を行ってください。

【運用開始日】 平成24年11月1日 施行

【改正版の配布】

改正版につきましては、水道局ホームページの「給水装置・排水設備工事施行基準」

(URL http://www.city.kagoshima.lg.jp/suidou/index/s_sikumi/_38936.html)

において、近日中に公開する予定です。また、改正版（HP 公開ファイルと同じもの）の配布も行いますので、必要な方は給排水設備課にお越し願います。

【問い合わせ先】 給排水設備課

北部審査係：TEL 099-213-8524

南部審査係：TEL 099-213-8523